

瑞 個 審 収 第 1 号
令和4年11月30日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会
会長 町 田 和 美

諮問個第4-2号について（答申）

令和4年9月13日付け瑞企総発第29号により諮問のあった「瑞穂町個人情報保護法施行条例等の制定等」について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、町長から提示された条例等（瑞穂町個人情報保護法施行条例、瑞穂町個人情報保護審査会条例、瑞穂町個人情報保護法施行条例施行規則及び瑞穂町個人情報保護審査会条例施行規則）の案について調査審議しました。その結果、審査会としては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、必要な例規の整備を行うものであり、その内容は妥当であると判断します。

もっとも、瑞穂町個人情報保護審査会条例第5条では審査会の「調査権限」を規定し、第8条では第5条によるほかの審査会の「調査権限」については読替え後の行政不服審査法第74条を適用すること規定していますが、第8条は見出しにもあるように「調査審議の手續」に関する規定であり、見出しで「調査権限」と謳う第5条との関係で明確性に欠けるものと思われます。したがって、第8条ではなく第5条のなかで行政不服審査法第74条について触れるなど修正の要否について検討されたい。